令和4年度 滋賀県障害福祉のしごと魅力発信事業委託に係る質問への回答について

- Q1. イベント実施の場所を、県庁舎にて行うことは可能か。
- A1. 県庁舎でのイベント実施は不可。
- Q2. イベント実施の場所は、ショッピングモール等とあるが、受託者でイベント実施の場所を選定して提案に盛り込む必要があるか。
- A2. 受託者でイベントの実施場所を選定して提案に盛り込む必要がある。
- Q3. 実施日優先 (12/3 又は 12/4) にて実施できる場所を選定するという認識で良いか。
- A3. 御指摘のとおり。「障害者週間」の期間の土曜日(12/3)または日曜日(12/4)にて実施できる場所を選定することを求める。
- Q4. オンラインでの対応について映像配信等はどの程度のクオリティを求めているか。 例) 固定カメラ1台で会場の様子がZOOM等で視聴できれば良い
- A4. 例に記載の内容で良い。会場でのイベントの様子が視聴できれば良い。
- Q5. イベントの開始時間/終了時間については提案の範囲内という認識で良いか。
- A5. 御指摘のとおり。
- Q6. 受託者決定後に、協力していただける施設や作業所などはご紹介いただけるのか。 それとも受託者で探さなければいけないのか。
- A 6. 受託者で探さなければならない。ただし、受託者の依頼に基づき、県担当部署より 事業所等に受託者からの協力依頼の周知をすることは可能。
- Q7.企画提案書について正1部、副5部の違いについては副5部には企業名を伏せる認識で良いか。
- A 7. 御指摘のとおり。副 5 部については、審査の公正を期すために会社名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示はしないことを求める。ただし、副 5 部に特定できる表示があった場合は、県担当により、特定できないように黒塗り等行ったうえで、審

査会を実施する。